事　務　連　絡
令和８年１１月２５日

総務省自治行政局行政課長　殿

資源エネルギー庁　資源・燃料部　燃料流通政策室
室長　吉川　信彦

緊急的激変緩和措置の基準価格の段階的な引き上げに伴う契約金額の柔軟な変更について（依頼）

資源エネルギー庁では、本年３月１９日から、中東情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置として、ガソリンの全国平均小売価格が１７０円を超える部分の補助を実施してきたところです。

本措置は、あくまで激変緩和措置であること等を踏まえ、本年１２月以降、原油価格の動向を注視しつつ、春先に向けて基準価格を毎月５円ずつ引き上げていくことを基本とし対応することといたしました。

具体的には、基準価格を以下のとおり引き上げます。

・２０２６年１２月３日（木）から　１７２円（＋２円）
・２０２６年１２月１０日（木）から　１７４円（＋２円）
・２０２６年１２月１７日（木）から　１７５円（＋１円）

各地方公共団体におかれては、このような事情を御理解いただき、ガソリン等の燃料油の調達を行っていただくよう別添通知を発出いたしました。別添の通知に基づく対応を適切に実施するためには、石油関係担当部局のみならず、財政担当部局をはじめ全庁的に連携して取り組んでいただく必要があります。

つきましては、各都道府県及び各市区町村において別添の通知の趣旨が改めて徹底されるよう、特段の御配慮をお願いします。